

食安輸発1112第1号
平成22年11月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産青とうがらし、赤とうがらし及びエゴマの取扱いについて

標記については、平成20年11月14日付け食安輸発第1114001号にて通知しているところですが、同通知の別添に示す品目番号が韓国側から誤って提出されていたことが判明したことから、下記のとおり変更し別添のとおりとしますので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

(変更箇所：品目番号)

【変更前】 とうがらし：11、エゴマ：32

↓

【変更後】 とうがらし：04、エゴマ：05

登録 ID 様式



- ① ステッカーの規格：横 10.5 センチ×縦 3.5 センチ
- ② ステッカーの付着又は印刷：従来と同様、包装箱の側面に付着又は印刷
- ③ 輸出者 ID： 安全性管理優秀企業を対象に審査し、大韓民国政府が与える輸出者 ID
- ④ 生産履歴 CODE： 大韓民国から輸出される商品に対する生産履歴を追跡することができるように管理する生産者 CODE である。
 - CODE 構成内訳：登録年度 - 品目番号※ - 生産地域 - 生産農家

※とうがらし:04、エゴマ:05